

主任技術者の専任に係る取扱いについて

請負金額 **4,500** 万円以上（建築 **9,000** 万円以上）の建設工事に配置される主任技術者の専任の要件について、下記のとおり緩和します。（ただし、東温市以外の発注者の工事との兼任は、該当する発注機関の承諾がある場合に限りです。）

1 緩和の内容

兼任の要件

ア 兼任件数

2 件以内。

イ 現場間の距離

工事現場相互の距離が最も近い地点間の直線距離で 10km 程度。

2 兼任のための手続き

入札参加に際し、主任技術者の兼任を予定している場合は、事前に兼任の承認を得ること。

3 注意事項

兼任が認められた場合、発注者及び監督員と携帯電話等で常時、確実に連絡をとれるようにし、発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場等に速やかに向かう等必要な対応ができるようにしてください。

今回の緩和措置は、主任技術者配置工事に適用されるもので、監理技術者を配置する工事や営業所専任技術者については対象外です。